

内閣参質二一九第八七号

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「経過措置」については、御指摘のインボイス制度の導入に伴う事業者の事務的な負担等を軽減し、同制度の円滑な導入及び定着を図る一定の効果があつたものと認識している。

二について

国税庁の集計によれば、令和六年末までに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者のうち、免税事業者である旨を記載して同条第二項の申請書を提出した者の数は、約百七十七万者である。

三について

前段のお尋ねの「見通し」については、事業者個々の事業の状態等の様々な事情に左右されることから、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねの「見通し」については、事業者が廃業に至る事情は様々であることから、お答えするこ

とは困難である。

四について

お尋ねについては、令和七年十一月二十一日の衆議院財務金融委員会において、片山財務大臣が「全体としては、非常に大きな混乱が生じているということではなくて、制度は次第に定着に向かっていく状況にあるのではと認識をしております。」と答弁しているとおりである。

五及び六について

六の前段のお尋ねについては、令和七年五月十三日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣（当時）が「インボイス導入に伴う事務負担の状況について、ソフトウェアベンダーが調査した結果なども分析していくことに加えて、各省庁において各業界が実務上抱えている課題や取引実態の把握に努めてきたところであり、依頼に応じて可能な範囲で各団体と意見交換に、私ども主税局の職員も出席して直接関係者の意見、考えもお伺いをしているところでございます。インボイス制度の対応については、委員御承知のように、各業界の取引慣行等を踏まえて行われていることを踏まえれば、各省庁を通じた実態把握が効果的であると考えておりますが、引き続き、各種団体との意見交換の場を活用した実態把握を継続し

て進めるとともに、把握した方に対してはきめ細かく丁寧な対応に努めていきたいと考えております。」と答弁しているところであり、これらの機会等を通じて制度の施行状況等の把握に努めているところである。また、五及び六の後段のお尋ねについては、同年十一月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「特例のあり方を考える際には、期限を区切って特例が設けられた趣旨、日々の買い物で消費者の方々が支払った、消費税分として支払ったものが、特例によって実際にはすべて納税されず、事業者の手元に残る場合があること、消費者の皆様の視点も踏まえて考える、という必要がございます。ですから、まずは与党の税制調査会で幅広い観点から議論をされるべきだと考えております。」と答弁しているところであり、同年十二月十九日に与党が取りまとめた「令和八年度税制改正大綱」において、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則の規定に基づく適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置及び適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置の見直しが盛り込まれていること等を踏まえ、政府としても適切に対応していく考えである。